

○文化庁告示第六十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十三条第五項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同項に規定する文化庁長官が定める情報及び方法を次のように定める。

令和三年九月十七日

文化庁長官 都倉 俊一

（放送同時配信等の実施状況に関する情報）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十三条第五項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する文化庁長官が定める情報は、次に掲げるものの全てとする。

- 一 放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称
- 二 前号の放送番組又は有線放送番組の放送、有線放送及び放送同時配信等の時間帯又は期間
- 三 第一号の放送番組又は有線放送番組の放送同時配信等を視聴することができるウェブサイト又はプログラムの名称

（放送同時配信等の実施状況に関する情報の公表の方法）

第二条 法第六十三条第五項に規定する文化庁長官が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法

二 放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者のウェブサイトにおいて掲載された前条に規定する情報に係る送信元識別符号を、当該情報に係るものであることを明示して当該放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。